

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年7月26日(2018.7.26)

【公開番号】特開2017-176607(P2017-176607A)

【公開日】平成29年10月5日(2017.10.5)

【年通号数】公開・登録公報2017-038

【出願番号】特願2016-70439(P2016-70439)

【国際特許分類】

A 6 3 B 53/04 (2015.01)

A 6 3 B 102/32 (2015.01)

【F I】

A 6 3 B 53/04 E

A 6 3 B 102:32

【手続補正書】

【提出日】平成30年6月12日(2018.6.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

打球面と、前記打球面の反対側の面である裏面とを有するフェースを備えるアイアンゴルフクラブヘッドにおいて、

前記フェースの前記裏面は、前記アイアンゴルフクラブヘッドのトウ側からヒール側に向かう方向の略中央部分に位置する厚肉部と、前記厚肉部の周囲に位置する薄肉部と、前記厚肉部と前記薄肉部との間に位置しているテーパ部と、アンダーカットが設けられ、かつ前記裏面の外周を取り囲んでキャビティを規定する縁部とを有しており、

前記厚肉部は、前記アイアンゴルフクラブヘッドの前記ヒール側から前記トウ側に向かう方向における幅である第1の幅と、前記アイアンゴルフクラブヘッドのソールからトップに向かう方向における幅であり、かつ前記第1の幅よりも広い第2の幅とを有し、かつ第1の厚さを有しており、

前記薄肉部は、前記第1の厚さよりも薄い第2の厚さを有しており、

前記テーパ部の厚さは、前記厚肉部側から前記薄肉部側に向かって薄くなっている、

前記厚肉部の少なくとも一部は、前記アンダーカット内に位置する、アイアンゴルフクラブヘッド。

【請求項2】

前記アイアンゴルフクラブヘッドは、前記ソール側においてソール部を有しており、

前記厚肉部は、前記アンダーカット内に位置する前記ソール部の上面から延びている、請求項1に記載のアイアンゴルフクラブヘッド。

【請求項3】

前記厚肉部は、フィレット部を介して前記ソール部に接続されている、請求項2に記載のアイアンゴルフクラブヘッド。

【請求項4】

前記テーパ部は、前記厚肉部の周囲の全周にわたって設けられている、請求項2に記載のアイアンゴルフクラブヘッド。

【請求項5】

前記第1の厚さと前記第2の厚さの差は、0.25mm以上1.25mm以下である、

請求項2に記載のアイアンゴルフクラブヘッド。

【請求項6】

前記テーバ部は第3の幅を有しており、

前記第3の幅は、2mm以上20mm以下である、請求項2に記載のアイアンゴルフクラブヘッド。

【請求項7】

前記テーバ部は第3の幅を有しており、

前記第1の幅に前記第3の幅の2倍を加えた値を、前記ソールから前記テーバ部の頂部までの長さで除した値が、0.5以下である、請求項2に記載のアイアンゴルフクラブヘッド。

【請求項8】

請求項1～7のいずれかに記載の前記アイアンゴルフクラブヘッドを備えるアイアンゴルフクラブ。